様式第12号（第11条関係）

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 八頭町長 | 印 |

児童手当支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

　なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に八頭町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支払差止の内容 | 支払差止事由 |  |
| 支払差止額 | 円 |
| 支払差止期間 | 　　　　　年　　　月分から　　　　　年　　　月分まで |